

定款変更の届出のみが必要な場合の流れ

NPO 法人

①定款変更の届出

(以下の事項のみを含む
定款の変更)

- (1) 事務所の所在地の変更(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 役員の定数の変更
- (3) 資産に関する事項の変更
- (4) 会計に関する事項の変更
- (5) 事業年度の変更
- (6) 解散に関する変更(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。)
- (7) 公告の方法の変更
- (8) 法11条第1項各号にない事項(合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等)

登記事項に変更がある場合

(2週間以内)

②主たる事務所の
所在地での登記

(遅滞なく)

所 轄 庁

(1) 届 出

- ・ 定款変更届出書
- ・ 定款変更を議決した議事録の謄本
- ・ 変更後の定款

(2) 提 出

- ・ 定款変更登記完了提出書
- ・ 登記事項証明書
- ・ 登記に関する書類の写し

市 民

閲覧書類の更新

- ・ 変更後の定款

閲覧書類の更新

- ・ 登記事項証明書等